

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

28 October 2022

## Corporate & Tax Global Update

### ニュースレター Vol. 75

#### 「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド (無料) をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 75となる本号では、米国 CFIUS による対内投資審査における重要な考慮要素を定める大統領令の発令、日系企業向けドイツ移転価格税制の概要等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. アジア

フィリピン：歳入庁があらゆる株価連動型報酬を所得税の対象とする規則を発行

タイ：国会が新たな合併制度を承認

#### 2. 米州

米国：CFIUSによる対内投資審査における重要な考慮要素を定める大統領令の発令

#### 3. 欧州

EU：危機時の商品・サービス管理法案の提出

ドイツ：日系企業向けドイツ移転価格税制の概要

オランダ：2023年度オランダ税制案

スイス：スイスも外資規制の導入か

#### 4. ESG/ Sustainability

日本：「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定

オーストラリア：気候変動法案の可決と新たな GHG 削減目標の法制化

EU：欧州委員会は強制労働が用いられた製品の EU 市場での流通を禁止する規則案を提案

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EUおよびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



## 1. アジア

### フィリピン

## 歳入庁があらゆる株価連動型報酬を所得税の対象とする規則を 発行

### 概要

2022年10月7日、内国歳入庁（BIR）は、あらゆる種類の株価連動型報酬を所得税の対象とする適正な取扱いについて、より明確な指針、手続及び要件を示す歳入規則（RR）第13-2022号を発行した。

この歳入規則（RR）の最も重要な特徴の一つは、歳入規則（RR）の改正第2-98号により実施された1997年内国歳入法（NIRC）の改正第32条に基づき、株価連動型報酬を、課税対象となる報酬として包括的に取扱うという点にある。この取扱いは、被支給者が一般従業員であっても、監督・管理職であっても、被支給者の雇用形態にかかわらず適用されることとなる。

### 背景

株価連動型報酬には、ストック・オプション、譲渡制限付株式ユニット、ストック・アプリシエーション・ライト、譲渡制限付株式など、さまざまな形態によるあらゆる種類の従業員株式報酬制度が用いられており、これらは支給者の自社株に関わるものである場合とそうでない場合がある。もっとも、これらは、従業員が提供する業務のパフォーマンスに対するインセンティブとなるように、既存の従業員に対して支払われるものという共通の性質を有しており、一般的には、パフォーマンス、優秀な事業実績、組織面、技術面及びビジネス面での模範的な成果によって決められるものである。

### 定義

歳入規則（RR）第13-2022号は、株価連動型報酬の定義を以下のように定めている。

- **ストック・オプション**：ストック・オプションは、従業員に対して単純に将来株式を購入する権利を付与するというものである。したがって、オプションが行使されない限り、従業員が株主になることはない。ストック・オプションの付与から行使可能となるまでの期間は、権利確定期間に相当する。
- **譲渡制限付株式**：権利確定期間の有無については、権利付与の際に指定される。権利確定期間がある場合には、雇用の終了をもって、権利確定していない株式はすべて失効する。
- **ストック・アプリシエーション・ライト**：条件はストック・オプションと同様である。ただし、ストック・アプリシエーション・ライトにおいては、権利者は、付与者の定めるところにより、①株式、②現金、又は、③株式と現金の組合せのいずれかを受け取ることができる。
- **譲渡制限付株式ユニット**：株式ユニットには、譲渡制限付株式と同様、付与時の定め次第で、権利確定期間がある場合とない場合がある。権利確定した株式ユニットの決済は、①株式、②現金、又は、③株式と現金の組み合わせのいずれかの形式で行われる。

### 所得税の対象とする取扱い

内国歳入法（NIRC）の改正第32条（A）は、総所得の定義を、報酬、給与、賃金、手数料及びこれらに類するもの等、業務に対してあらゆる形態で

## ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ペーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非[こちら](#)からご覧ください。

支払われる報酬を含む、あらゆる源泉から得られた収入のすべてとしている。報酬には金銭以外の媒体による支払いも含まれる。

歳入規則（RR）第 13-2022 号によると、株式報酬制度に基づく株式付与は、付与を受けた従業員の側に利益を認識させることとなる。従業員への株式付与は、従業員が提供したサービスに対するものである。

したがって、株式報酬制度に基づく株式付与は、付与を受けた従業員によって行使又は利用された場合には、内国歳入法（NIRC）第 32 条に基づき、報酬として課税の対象とされることとなる。内国歳入法（NIRC）第 32 条と適用可能なすべての発令が、株価連動型報酬を含むすべての形態による報酬に対する課税を適用する目的で、被支給者である従業員の雇用形態によって区別していないことに鑑みれば、上記取扱いは、一般従業員であるか監督・管理職であるかにかかわらず適用されることになる。これは、非正規従業員が受け取る株価連動型報酬はFRINGE・ベネフィットであるという内国歳入庁（BIR）の従来の見解とは異なるものとなる。

内国歳入庁（BIR）は、2014 年 10 月 31 日付の Revenue Memorandum Circular（RMC）第 079-2014 号の規定及び歳入規則（RR）第 13-2022 号の規定と矛盾するあらゆる規則、裁定又は命令、通達、又はその一部は、適宜撤回、廃止、又は、改正されることを明示的に宣言している。

[最初のページに戻る](#)

## タイ

### 国会が新たな合併制度を承認

タイ国会は、企業統合の新たな形態として「合併（merger）」を導入するための民商法典（Civil and Commercial Code）の改正を承認した。本改正は、政府の公示日から 90 日経過後に発効するものであり、2023 年初頭には新たな合併制度が利用可能になると予想される。

従前より、新設合併に相当する合併制度（amalgamation）（A 社+B 社=C 社）は存在していたところ、今回新たに、吸収合併に相当する合併制度（merger）（A 社+B 社=A 社又は B 社）が導入されることとなる（以下、「新制度」）。新制度においては、合併される会社は消滅する一方、合併する会社は存続し、消滅会社の資産、債務、権利、義務及び責任を法律上当然に包括承継する。これにより、許認可の要件が柔軟になり、従業員、資産、債務等に移転する際の法的な障害が軽減され、ひいては M&A 取引の促進・円滑化につながる事が予想される。新制度がタイの M&A 取引に与え得る影響については、過去の記事（「[Thai Law Merger: A Saving Grace?](#)」）を参照されたい。

また、今回の民商法典の改正では、新たに、合併に反対する株主が、合併を行う発行会社及び当該株主間で合意した価格、又は合意に至らない場合は第三者の鑑定人が決定する価格にて、自己の保有する株式を買い取るよう請求できる制度も導入される。当該株式の買取人は発行会社が指定する義務を負う。

税務の観点からは、新制度は、既存の合併制度と同様、民商法典に基づく一つの企業統合の形態であることから、新たな合併制度と既存の合併制度の税務上の取扱いは、同じであるか、極めて類似するものと考えられる。また、歳入法典（Revenue Code）及び関連する下位規則には、すでに企業統合についての広範な税務関連規定が置かれていることから、新制度をもカバーするものと考えられるが、この点については、今後のタイ歳入局（Revenue Department）の対応及び見解を注視していく必要がある。

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



## 2. 米州

### 米国

#### CFIUSによる対内投資審査における重要な考慮要素を定める大統領令の発令

米国バイデン大統領は、2022年9月15日、対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」）に対し、対内投資審査において特定の考慮要素を重視することを指示する大統領令（以下、「本大統領令」）を発令した。本大統領令は、CFIUSの手続や権限を変更するものではなく、CFIUSによる対内投資審査に関するバイデン政権の方針を成文化したものとなっており、事業者にとっては、CFIUSが今後どのように対内投資審査を行うかを知る示唆となる。

多様なポートフォリオや事業を展開する投資家にとって特に重要なのは、本大統領令が、外国投資家が「米国の安全保障に脅威をもたらす恐れのある第三者との関係」を有しているか否かの検討について繰り返し言及していることである。

本大統領令に定められる重要な考慮要素は以下の通りである。

##### 1. 特定の重要製品の国内サプライチェーンへの影響

CFIUSは、（1）外国人によるサプライチェーンへの関与の度合い及び（2）サプライチェーンの強靭性（例えば、米国又は同盟国における直接の競合企業の存在）の両方を重視する。重要なサプライチェーンには、人工知能、バイオテクノロジー・バイオ製造、量子コンピューター、先端クリーンエネルギー（バッテリー貯蔵や水素など）、気候適応技術、重要資源（リチウムやレアアースなど）、食料安全保障に影響を与える農業産業基盤の要素などに関連するものが含まれる見込みである。

##### 2. 米国の技術的リーダーシップへの影響

CFIUSは、（1）米国から技術力が移転することが米国の安全保障を損なうか否か、及び（2）外国投資家が将来、米国の安全保障を損なうような技術の進歩や利用をもたらす可能性があるか否かを検討する。特に注目する技術として、マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー・バイオ製造、量子コンピューター、先端クリーンエネルギー、気候適応技術などが挙げられている。

##### 3. 特定分野に対する総合的な投資傾向

CFIUSは、届出対象である取引の範囲外であっても、関連する種類の技術、インフラ又は資源に対する過去の対内投資も含めた累積的な影響を検討する。

##### 4. サイバーセキュリティリスク

CFIUSは、特に、外国人が（1）選挙、（2）重要インフラの運用、（3）防衛産業基盤、（4）米国における通信の機密性、完全性及び利用可能性、（5）データベース内の機密データの保護や完全性に干渉する懸念について検討する。

##### 5. 機微データに対するアクセス

CFIUSは、（1）米国での事業において、健康情報、個人データ又はその他の生体データ及び識別可能又は非匿名化可能なデータを含む機微データへの

## 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



アクセスを有するか否か、（2）米国事業によって投資家へのデータの移転が生じるか否かを検討する。

上記の考慮要素は、基本法において定められる、CFIUSが国家安全保障上のリスクを評価する際の考慮要素のリストを拡大するものであるが、我々の経験上、CFIUSはこれらの考慮要素についても従前の審査において考慮している。すなわち、本大統領令は大統領からCFIUSへの指示と位置付けられるものの、本質的にはCFIUSの現在の方針を示すものである。したがって、本大統領令は、事業者がCFIUSの審査方法を理解する上で有用な指標となるといえる。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 欧州

### EU

#### 危機時の商品・サービス管理法案の提出

##### 概要

欧州委員会は、2022年9月19日、危機時における、危機に関連する又は戦略的に重要な商品やサービスの不足及びサプライチェーンの混乱に対処するため、EUに抜本的な新権限を付与する単一市場緊急措置（以下、「SMEI」）に係る法案を提出した。

SMEIは、サプライチェーンに影響を与えるEUの一連の措置の中でも最新の措置である。一連の措置としては、他に、外国への補助金に関する規則、コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令、炭素国境調整メカニズム規制、森林破壊及び森林劣化に係る規制、直近では強制労働によって生産された商品のEU域内市場からの排除に関する法案がある。SMEIが成立すれば、EU企業に広範囲な義務が課されることとなる。EU企業は、緊急時において、特定の商品の優先的な生産と供給を義務付けられ、当該義務に違反した場合には、全世界の売上高の最大1%という多額の罰金を科せられる可能性がある。また、EU企業は、特定の商品について、生産能力や在庫、さらにはサプライヤーに関するビジネス上の機密情報を提供しなかった場合にも、罰金を科される可能性がある。SMEI法案は今後、機関間交渉（inter-institutional negotiations）を経て、2023年に成立・発効される見込みである。COVID-19のような世界的な危機が再び発生した場合に、域内市場の完全性を維持し十分な供給を確保しなければならないという政治的動機に基づき、SMEI法案が提出された。もっとも、SMEIによって、EU企業が緊急時に行うサプライチェーン上の需要調整のための幅広い措置の努力が損なわれる恐れもある。また、他の法域でSMEIに対抗する報復的な（tit for tat）法令が制定され、これによってEUが不利益を被るリスクもある。産業界としては、SMEIの意図するところを十分に理解し、対応する必要がある。

##### 適用対象となる商品・サービス

COVID-19パンデミックの初期段階において、多くのEU加盟国が急激な商品やサービスの不足に直面し、商品、サービス及び人の自由な移動を制限する緊急措置を採用した結果、EU単一市場の適切な機能が損なわれることとなった。欧州委員会は、このSMEIにより、将来の危機に対処するためのよりよい準備体制を整えたいと考えている。SMEIによって、ヘルスケア、食品、エネルギー、デジタルインフラを中心として、多くの産業分野の関係者が影響を受ける可能性がある。なお、医薬品、医療機器、半導体、エネルギー製品、及び金融サービスについては、既に危機時における専用の枠組みが存在するため、SMEIの適用対象ではない。

## 「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



## 警戒モード・緊急モード

SMEIは、緊急事態の恐れがある場合の警戒モード及び実際の緊急事態における緊急モードの2つの措置を用意しており、それぞれ最長12か月間適用することができる。

### 1. 警戒モード

警戒モードは、「戦略的に重要な商品及びサービス」の供給に著しい支障が生じる恐れがあり、その恐れが緊急事態に発展する可能性がある場合に、最長12か月間発動することができる。

警戒モードを発動するにあたり、欧州委員会は、戦略的に重要な商品及びサービス（①戦略的に重要な分野においてEU単一市場の機能を確保するために不可欠であり、かつ②代替又は多様化できないものと定義されている）を特定し、EU加盟国が採るべき警戒措置を明確にしなければならない。

警戒措置の内容としては、以下が含まれる。

- 関連するサプライチェーンを監視すること
- 影響を受けるサプライチェーンに沿って事業を行う最も関連性の高い企業の在庫を確保し維持すること
- これらの企業及びその他の利害関係者に対して、問題となっている商品やサービスの供給に影響を与える要因に関する情報を、自主的に提供するように要請すること

また、欧州委員会は、特定の戦略的に重要な商品について、戦略的備蓄の積み増しが必要であると決定し、当該戦略的備蓄を行うための最善の努力義務をEU加盟国に対して課すことができる。最善の努力が尽くされない場合、欧州委員会は、EU加盟国に対し、所定の期限内に戦略的備蓄を積み上げるよう要求することができる。

### 2. 緊急モード

欧州委員会は、供給に関する混乱が生じる分野の規模と重要性、影響を受ける地理的地域、代替品や代替サービスの利用可能性など、一連の要素を考慮し、緊急事態の有無を判断する。欧州委員会は、警戒モードが発動されているかどうかにかかわらず、緊急事態であると判断し、緊急モードの発動を提案することができる。当該提案に対して、欧州連合理事会が決定権を持つ。緊急モードが発動されると、欧州委員会は、緊急事態の間、EU単一市場への危機に対応するために、あるいは当該危機が及ぼす影響に対処するために不可欠であると考えられる危機関連商品・サービスをリストアップしなければならない。その上で、欧州委員会は、企業に対して以下のような広範囲な義務を課す緊急対応策を実施することができる。

- EU域外におけるものや上流のサプライヤーからのものを含む生産能力及び在庫に関する情報を提供すること（違反した場合は最高20万ユーロの罰金）
- 危機関連商品の生産又は供給に関する命令の下、当該生産又は供給を優先的に行うこと（当該命令は、私法又は公法上のいかなる履行義務よりも優先される）

当該命令を優先した結果、EU加盟国の法律に準拠した契約上の義務に違反した場合、当該命令の遵守に必要な範囲内の義務違反については、企業は責任を負わないこととなる。欧州委員会は、命令違反に対して、違反企業の全世界における年間売上高の1%を上限とする罰金を科すことができる。緊急モードが発動している間、EU加盟国が、域内の輸出禁止や渡航制限など、商

## 「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



品、サービス、及び人の移動を制限することとなる一連の措置を独自に実施することは、SMEIの下で禁止される。

### 立法機関とのコミュニケーション

SMEIには、①「戦略的に重要な商品及びサービス（goods and services of strategic importance）」や「危機関連商品及びサービス（crisis-relevant goods and services）」の解釈、② SMEIの下で私法又は公法上の履行義務に「優先する」こととなる、緊急事態における危機関連商品の生産及び供給命令を「受け入れ」、「優先する」義務が持つ影響を調整・緩和する方法、③ 緊急事態において企業が欧州委員会にビジネス上の機密情報を開示しなければならない場合における、機密情報保護を適切に実施する方法など、多くの課題・問題点がある。そのため、影響を受ける可能性の高い分野の関係者としては、早急に立法機関とコミュニケーションを取ることが重要である。

[最初のページに戻る](#)

## ドイツ

### 日系企業向けドイツ移転価格税制の概要

#### 移転価格に関する状況

数十年間もの間、日本の多国籍企業はドイツで事業を行い、1990年代のポルシェの救済や産業用ロボットの開発など、重要な役割を担ってきた。また、日本の多国籍企業は、二重課税からの救済を得るために、1966年及びその後の2016/2017年の租税条約を活用してきた。2003年以降、ドイツの移転価格に関する状況は大きく変化しており、その変化のスピードはここ10年で加速している。そのため、多国籍企業はそうした変化に細心の注意を払う必要がある。この1年間、ドイツは移転価格税制に複数の変更を加え、移転価格ガイダンスも手直ししている。ドイツ連邦財政裁判所は、特にグループ間金融取引に関する画期的な判決を数多く下している。連邦憲法裁判所も、納税者の権利強化に重きを置いている。ドイツの移転価格税制の変革のプロセスは、まだ過渡期と考えられる。以下では、ドイツで事業を行う多国籍企業が、商業的な成功だけでなく税引後ベースでも成功するために注意すべき最も重要な移転価格の側面について概要を説明する。

#### 事前確認制度（APA）

日独租税条約のもと、日本とドイツの二国間の事前確認制度（以下、「APA」）手続は、紛争解決のための共通の手段として確立されてきた。

特に、2021年にAPA手続の明示的な法的根拠が制定され、2021年6月9日以降に提出されたすべてのAPAに適用されることとなった。APA申請が認められるためには、申請者は二重課税のリスクとAPA手続を通じて二重課税を回避できる可能性の両方を示し、また、相手締約国の権限ある当局と一貫した条約解釈に至ることが可能であることを示す必要がある。これまでの慣行に従い、ドイツは依然として一国間APAを認めていない。

ドイツは現在、APAの範囲を移転価格などのクロスボーダーに関する利益配分だけでなく、申請に関する手続上の要件が満たされていれば、すべてのクロスボーダーに関する状況（例えば、PEの存在など）にも拡大する意向である。ロールバック（過年度遡及適用）も認められているが、税務当局がロールバックを認める裁量権を有しているため、どのようなケースでもロールバックが可能とは限らない。

移転価格税制の場合、初回申請時の手数料は従来の2万ユーロから3万ユーロ、更新申請時の手数料は1万5千ユーロに据え置かれている。興味深いこ

とに、変更申請に対する個別の手数料に関する記述はなくなったため、実際の変更申請に対する手数料の取扱いは不透明である（以前は1万ユーロ）。

### 独立企業間原則（ALP）の解釈に関する変更

2021年、ドイツは独立企業間原則（以下、「ALP」）の解釈に関する変更も行った。この変更は、2022年度以降のすべての所得税と法人税に適用される。ドイツのALPに関する考え方は、概ねOECDの基準に沿っているものの、いくつかの相違点も存在する。そのため、独立企業間取引に関する実務上の解釈はケースバイケースであるものの、そうした相違により、ドイツで活動する多国籍企業にとって二重課税の原因となる可能性がある。さらに、ドイツの税務当局は、この改定は単なるALPの解釈に関する変更であり、従って遡及的に適用されるという見解を取っている。このため、特にドイツは移転価格に関する税務調査において非常に細かいアプローチを取っており、現在の税務調査でも影響が出ている。多くの場合、結果として生じる二重課税は、税務訴訟や相互協議手続（MAP）によってのみ排除可能となる。

他に注目すべき事項として、以下のようなドイツの法規制がある。

以前のドイツ移転価格税制においては、移転価格算定方法に関する優先順位が存在していた。現在では、最も適切な方法によるアプローチが適用されているが、いわゆる仮想的な独立企業間テスト（hypothetical arm's length test）が、幾分簡略化されているものの残っている。このテストは、完全にまたは部分的に比較可能な独立企業間価格を決定することができない場合に適用される。仮想独立企業間テストにおける独立企業間レンジは、経済的に認められた評価方法に基づいて、支払者（買い手）にとって受け入れられる最大価格と、受取人（売り手）が請求する最小価格から、支払者または受取人のそれぞれの立場から導き出されるものである。最高価格と最低価格の範囲が設定された後、納税者が決定されたレンジ内の他の価格がALPに準拠していることを信用できる形で証明できない場合、中央値を適用しなければならない。このような場合、財政裁判所の判決は、移転価格の算定方法選択について常に緩やかであり、経験的な比較対象が存在する場合でも、確認作業として仮想の独立企業間テストが一貫して使用されてきたことに注目する必要がある。

いわゆる機能移転に関する税制（機能移転課税）は整備されてきているが、その範囲も拡大されている。ドイツ法人が行っていた機能を、他の国のグループ法人が行うために再編成、解体、停止するような場合、機能移転課税を念頭に置く必要がある。3つのうち2つの免責条項が廃止され、新しいルールでは、重要な無形資産が移転されない場合、つまり、コストプラス報酬形態の機能が移転される場合にのみ、免責が認められている。さらに、無形資産の譲渡のための義務的対価に関する新しい法定規則が制定された。従って、より多くのケースが（恐らく納税者にとって不利な形で）この規則の適用対象となると思われる。

またドイツではOECDのDEMPEコンセプト（開発、改良、維持、保護、活用）が法律として導入されている。その結果、無形資産の形成等に貢献する各関連者は、その貢献に応じて報酬を受け取るべきであるとされた。つまり、残余利益は、必ずしも無形資産の法的又は経済的所有者に配分されるべきではなく、DEMPE機能の形で無形資産の形成等に貢献する関連者に配分されるべきであると言える。OECDガイドラインとの整合性は、国際的な比較可能性と一貫性の点で望ましいと言える。同時に、無形資産に関連する現行の移転価格モデルは、この新しい法律に基づいて見直す（改訂する）必要があると思われる。

最後に、ドイツは、遡及的な「所得相応性基準」に関する規則を改訂した。価格調整条項が契約で合意されていない場合、ドイツの税務当局は、新たに策定された3つの例外のいずれかが適用されない限り、当初の価値見積りと



実績との間に著しい乖離がある場合、取引後 8 年の間に調整を行う権利を有する。著しい乖離とは、実際に実現した利益に基づいて計算された独立企業間価格が、適用された移転価格から 20%以上乖離している場合を指す。ただし、(1) 納税者が、利益展開の乖離が予測不可能な状況に基づくことを信頼できる形で証明できる場合、(2) 納税者が、最初の価格設定において経済的に関連するすべての不確実性を適切に考慮したことを証明できる場合、(3) (ライセンス契約に基づく) 売上高または利益に基づく報酬が実施されている場合は、例外とされることになっている。

## グループ間金融取引

ドイツにおけるグループ間金融取引については、法律上の規則、規制、判決が複雑に絡み合っている。法令では、利息控除の制限と株主による債務免除に関する損金不算入規定があるが、ドイツ連邦財政裁判所の最近の判決は、納税者にとってはさらなる障害となっている。2019 年以降、ドイツ連邦財政裁判所は、グループ間金融取引と移転価格に関して多くの判決を下しており、そのうちの 1 件はドイツ憲法裁判所の判決を受けるまでに至っている。判決の焦点の一つは、付随的便益（グループの一員であることによる利益、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版の項を参照）の扱いである。付随的便益は、グループ間融資の場合、担保として認識されるわけではない。しかし、付随的便益は、例外的に、融資のために企業の信用格付けを上げることが正当化できると考えられる場合もある。このような判決はいくつもあるが、まだ多くの未解決の問題があり、グループ間金融取引は現在税務調査において非常に狙われやすい分野となっている。ドイツの税務当局が上記のような適用に非常に制限的な姿勢をとっていることも、この状況をさらに悪化させている。ドイツ連邦財政裁判所が、すでに係争中のこの問題に関してどのような判断を下すかは、今後の納税者にとって非常に重要なポイントになると思われる。

## 期末・価格調整金の取扱い

ドイツの税務当局は、伝統的に事後の調整（アウトカムテスト・アプローチ）よりも事前の調整（プライスセッティング・アプローチ）を好んできたが、今回の改正法では、その傾向がより明確に表れている。期末の価格調整に関するドイツ税務当局の形式的なスタンスは、かなり緩和されてきている。以前は、いつ、どのように期末に価格調整を行うかについて、事前に書面で合意することが求められていたが、この要件は、移転価格に関する改訂されたガイダンスでは規定されていない。その代わりに、新しいガイダンスでは、利益水準指標が比較対象のレンジから外れている場合に価格調整を行うことが認められ、要求されている。

## 今後の展望

ドイツの移転価格税制に関する再構築は現在も継続している。例えば、最近発表された法案の原案では、納税者は毎年移転価格文書を作成し、税務当局による要求から 30 日以内に当局に提出することが義務付けられる予定である。現在のところ、通常取引に関する文書は、要求があった場合にのみ作成することが義務付けられている。また、ドイツは、イタリア、スペイン、フランス、オランダと共に、OECD の第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）を、EU の実施指令の全会一致が成立する前に実施する意向を表明している。具体的な内容は不明だが、2023 年初頭に法案を提出し、2024 年 1 月 1 日から法制化する予定である。このことから、ドイツの非常にダイナミックに進化する移転価格税制の状況を注視する必要があることが分かる。

[最初のページに戻る](#)

## オランダ

### 2023 年度オランダ税制案

#### 概要

2022 年 9 月 20 日に、オランダ政府は、オランダ税法への若干の改正を含む予算案（以下、「2023 年度税制案」）を発表した。多くの法人については、2023 年度税制案の影響は限定的と思われる。これらの発表された施策は、今後数週間に国会において審議され、可決された場合、新規則の大部分が（別段の指定がない限り）2023 年 1 月 1 日に施行される。本ニュースレターでは、特に重要な事項について概説する。

オランダによる第二の柱の実施等、オランダ政府から発表されるより影響力の強い施策は、同政府による更なる検討を要するため、今年度ではなく次年度における成立が期待される。これらは早ければ 2024 年 1 月 1 日に発効する見込みである。

#### 1. オランダ法人税法における軽減税率にかかるとの改正

- 法人税の軽減税率の引き上げ及び軽減税率の適用対象所得基準の引き下げ

オランダ政府は、軽減税率による課税が行われる所得水準の引き上げ及びオランダ法人税の軽減税率の引き下げについて、そのいずれも取り消すことを提言している。現行の法案に基づく、軽減税率による課税が行われる所得水準は、2023 年 1 月 1 日をもって 395,000 ユーロから 200,000 ユーロに引き下げられる。これに加え、この軽減税率が 15%から 19%に引き上げられている。200,000 ユーロを超過する所得には、25.8%の法人税率が課せられる。

#### 2. 既に公表された、2023 年に発効する法案

- DAC7 指令の導入

欧州連合の「DAC7」に関する指令に係る国内法は、オランダにおいては、2023 年 1 月 1 日から発効する。その他 EU 加盟国においても、2023 年 1 月 1 日に同指令に係る国内法が発効すると見込まれる。DAC7 により、プラットフォーム事業者は、そのユーザー（以下、「報告対象となる販売者」）のデータを収集、確認し、税務当局と共有する義務を負う。DAC7 の目的は、報告対象となる販売者により稼得された収益を、EU 域内の税務当局にとって捕捉しやすくすることにある<sup>1</sup>。

#### 3. 既に公表されており、2024 年 1 月に発効すると見込まれる改正

- グローバル・ミニマム法人課税（第二の柱）

オランダ政府は、オランダ、フランス、ドイツ、イタリア及びスペインとの共同声明を発表し、第二の柱の導入につき、欧州レベルで全会一致に達しないとしても、2023 年までに実効性のある措置を導入する意向を示した。一連の交渉及び EU 経済・財務相理事会（ECOFIN）における一連の議決を経て、EU 加盟国は、第二の柱の指令について全会一致に達しなかった。かかる状況を踏まえ、オランダ政府は、この共同声明により、他 EU 加盟国に対し強力なメッセージを伝えている。

- オランダ配当金源泉税に係る損金算入制限

<sup>1</sup> 詳細については、[ペーカーマッケンジーの DAC7 に関するアラート](#)（英文）及び [ペーカーマッケンジーのオンライン DAC7 リスク・テスト](#)（英文）を参照されたい。

2024年1月1日より、（非協力的な国・地域、低税率国・地域に所在する会社に対する配当について課せられる）オランダ配当金源泉税が適用される<sup>2</sup>。

オランダ企業の発行する株式の5%以上の株式を保有する外国法人株主は、制度の濫用を行っているとして認定される場合、オランダ税法上の（法人税の申告義務を負う）「外国大株主」として取扱われる。オランダ政府は、そのような外国大株主については、オランダ配当金源泉税を法人税の所得計算上の損金算入することを認めない旨を提言している。

#### 4. 法改正をもたらす可能性がある保留中の事項

現在、オランダ政府は、以下の税制上の措置及び租税制度について検討中であり、これらは今後の税制改正に影響を及ぼす可能性がある。

- ① 赤字経営の企業の件数及びデータ並びに支払税額の分析
- ② 株主／本社からチャージされる費用及び支払ロイヤルティの損金算入性の制限
- ③ 課税所得及び会計上の利益間の差異
- ④ （複数の事業体設立の手段を用いた）多国籍企業によるオランダ法人税の軽減税率の不適切な利用
- ⑤ オランダの研究開発制度（イノベーション・ボックス優遇税制）の評価

[最初のページに戻る](#)

## スイス

### スイスも外資規制の導入か

スイス連邦参事会は、連邦議会からの圧力を受け、外資規制に関する新法を将来的に制定するため、投資管理法草案（以下、「ICL 草案」）を公表し、コンサルテーション手続（パブリック・コメント手続）を開始した。世界的に外資規制が強化されている傾向にあるが、スイスもその流れに乗ることを意味する。

ICL 草案によれば、新法は外国投資家による国内企業の買収に適用される。新法の主な目的は、外国投資家による国内企業の買収に起因する公共の秩序及び国家安全保障に対する脅威の回避にある。最終的には、新法にすべての投資管理規制を含めることを目標としている。

しかし、スイス連邦参事会としては、外資規制の費用便益比が低いこと及び既存の各規制が十分であることを理由に、外資規制の導入に反対し続けている。実際、スイスのように輸出と貿易に大きく依存している国にとって、輸出入やサプライチェーンの混乱及び規制が高まっている時期に、このように貿易を抑制する安全保障対策をとることは、代償を伴う可能性が高い。

コンサルテーション手続は開始されたが、新法が施行されるのは2024年以降と予想される。連邦議会での審議後、最終法案はスイス国民による国民投票の対象となる可能性がある。スイスが外資規制の導入に関しどのような結論に至るかは、今後の展開次第といえる。

---

<sup>2</sup> 条件付きオランダ配当金源泉徴収税については、[ペーカーマッケンジー アムステルダムオフィスのアラート](#)（英文）において詳述。

## 主要なポイント

ICL 草案が新法として施行された場合、以下が主要なポイントになる。

- 外国からの投資は、投資家が直接的又は間接的に外国からの支配を受けている場合に、届出及び許可の対象になる。
- 外国からの投資は、①公序良俗及び安全に関連する特定の分野に関係する場合、又は②財務上の閾値を超える場合に、届出及び許可の対象になる。
- 届出をせずに投資を実行した場合、取引金額の 10%を上限とした額の罰金が科せられる。
- スイスは引き続き、外国からの投資に対する開放性を重視し、投資ハブとしての魅力を維持する。

## 背景及び現状

スイスは、2021 年には 370 億米ドル相当の外国からの投資を受け、世界最大級の外国からの投資額を誇っている。海外からの投資に対して開かれた政策をとることで、スイス企業に十分な資本や情報の流入を確保し、経済成長、競争力、雇用及びイノベーションを強化することが不可欠であると考えられている。スイスは投資ハブとして主要な地位にあるにもかかわらず、他の国とは対照的に、外国からの投資に対し多分野に渡る体系的な審査体制をまだ導入しておらず、少なくとも従来スイス政府の視点からすれば、そのような政策の背景には正当な理由があったと思われる。

現在スイスでは、重要なインフラの国有化、企業結合規制、金融市場規制、外国人による不動産取得の規制など、各分野別に固有の規制を採用している。また、規制事業又は許認可対象事業に対する投資については、管轄する当局による承認又は審査の対象になっている。これらの分野においては、投資元や取引の性質が承認手続や審査の要件該当事由になるのではなく、投資又は取引が国内外であるかにかかわらず承認又は審査対象になる。

スイスの連邦議会は、2018 年の動議（[Motion 18.3021 Rieder](#)）を採択することにより、スイス連邦参事会に対し、スイス企業を買収する外国投資家によってもたらされる公共の秩序及び安全に対する脅威に対処することを目的として、外国からの投資を対象とする審査に必要な立法基盤を起草するよう指示した。特に外国投資家が外国政府と繋がっている場合にはこのような脅威が想定される。連邦議会が外資規制の導入を要請する中、スイス連邦参事会は外資規制の費用便益比が低いこと及び既存の各規制が十分であることを理由に、外資規制の導入に反対し続けている。

2022 年 5 月 18 日、スイス連邦参事会は ICL 草案を公表した。

## 対象事業

ICL 草案は、外国投資家による買収に関し、多分野に渡る横断的な審査と分野別の審査を区別している。以下の買収は ICL 草案のもとで承認対象になる。

- ① 政府機関によって直接的又は間接的に支配されている外国投資家による国内企業の買収。
  - ② 国営投資家か民間投資家かにかかわらず、外国投資家による以下のいずれかの国内企業の買収。
- スイス軍又はスイスの安全保障を担う他の機関の運用に不可欠なサービス又は軍事装備を供給する企業。

- 戦争資材法又は物品管理法によって輸出が制限されている物品を製造する企業。
  - 国内のネットワークレベル 3 以下の配電網又は送電網を運営又は所有している企業（少なくともこれら送配電網を介して 450GWhp.a.の供給が行われている場合）。
  - 国内発電所（容量 100 MW 以上）を運営又は所有している企業。
  - 国内の高圧天然ガスパイプラインを運営又は所有している企業。
  - 100,000 人以上の国内住民に水を供給している企業。
  - 重要なセキュリティ関連の IT システムを供給し又は国内当局に IT サービスを提供している企業。
- ③ 国営投資家か民間投資家かにかかわらず、外国投資家による以下のいずれかの国内企業の買収。ただし、過去 2 事業年度の平均年間売上高（銀行の場合は総収入）が 100 百万スイスフラン以上である場合に限る。
- 中央医療を提供する大学病院及び総合病院。
  - 医薬品、医療機器、ワクチン、個人用保護具の研究、開発、製造、流通に関わっている企業。
  - 主要な港湾、空港及び積替施設等、商品及び乗客の輸送のための中心的なハブを運営又は所有している企業。
  - 国内の鉄道インフラを運営又は所有している企業。
  - 中心的な食品流通センターを運営又は所有している企業。
  - 国内の電気通信ネットワークを運営又は所有している企業。
  - 制度上重要な金融市場インフラを運営又は所有している企業。
  - 制度上重要な銀行（いわゆる「大きすぎて潰せない」銀行）。

ICL 草案では、フルタイムの従業員数が 50 人未満かつ過去 2 事業年度における世界売上高が年間 10 百万スイスフラン未満である国内企業の買収を一般的な除外事由として規定している。

ICL 草案によれば、新法は企業の全部又は一部に対する支配権を取得する場合のみを規制の対象としている。したがって、買収によって支配権を取得しない少数株主は、新法の対象にならない。また、外国企業グループに属する国内子会社が、国内の対象事業に分類されるか否かは現時点で不透明である。

### 外国人投資家

ICL 草案によれば、以下の投資家は外国投資家とみなされる。

- ① 本店及び主たる事業の場がスイス国外にある会社。
- ② 1 人以上の外国人若しくは外国法人又は他の国によって支配されている会社。
- ③ スイスの市民権を有さない自然人が直接投資する場合。ただし、EU / EFTA 加盟国の自然人が、EU の二国間協定又は EFTA 協定に基づき

スイスで自営業活動を行うためにスイス企業を引き継ぐ場合は、外国人投資家とみなされない。

## SECO による 2 段階の承認手続

貿易規制を所管している機関と同一機関である連邦経済省経済事務局（以下、「SECO」）が外資規制を所管することになる。ICL 草案には、以下の 2 段階の承認手続が記載されている。

- ① 第一段階では、外国投資家が SECO に届出を提出しなければならず、SECO は届出から 1 か月以内に買収を承認するか、又はより詳細な審査を必要とするかを決定する。
- ② 第二段階では、より詳細な審査を必要とした場合に、3 か月以内に SECO が買収を承認するか否か決定する。

原則として、SECO は、スイス連邦情報庁との協議を経て、他の関連政府機関と連携したうえで承認の有無を判断する。関係する機関の間で意見の相違がある場合又は決定が重要な政治的意義を有する場合、スイス連邦参事会が判断を行う。

SECO は、審査対象の買収が公共の秩序又は安全を危険にさらす可能性があると感じる理由がない場合、買収を承認しなければならない。SECO は、典型的な安全上の懸念を一部超え、他の規制の領域ともいえる以下の評価基準を審査の基準にする。

- 当該買収は公共の秩序や安全に悪影響を及ぼすか。
- 当該外国投資家又は当該外国投資家の帰属する国は、以前スパイ活動に従事したことがあるか。
- 当該外国投資家は制裁の対象になっているか。
- 当該買収は市場の競争に大きな歪みをもたらすか。
- 当該投資家は当該買収を通じて重要な情報やデータにアクセスができることになるか。
- 対象の国内事業は必要不可欠な施設か。

届出をせずに投資を実行した場合又は虚偽の報告に基づき承認を得て投資を実行した場合、取引金額の 10% を上限とした罰金が科せられ得る。

## 世界的トレンド及びスイスに対する投資の未来

近年、多くのヨーロッパ諸国及びアングロサクソン諸国が既に外国からの投資に対する規制を導入しており、世界的に外国投資最大 60% が外資規制の対象になっている。この世界的な増加は、以前は国有であった重要資産の特定分野の民営化と、機密データの移転を容易にしたデジタル化とに起因する。また、外国投資は国内企業の支配に変化をもたらす可能性があることから、各国が、外国からの投資を公共の秩序及び国家安全保障の観点から見始めたことにも起因する。

米国は、石油輸出国機構（OPEC）諸国からの投資に関する懸念に対処するために、早くも 1975 年に投資規制を導入している。日本やオーストラリアなど他の国々も、既に外国からの投資を管理するメカニズムを確立している。インドは、パンデミックの初期段階に、最大の隣国を特に標的とした外資規制を、名前を挙げることなく導入した。過去 10 年間で、多くのヨーロッパ諸国も積極的に外資規制に取り組み始めた。特に、EU は、他の EU 諸国と

の間で調整する外資規制の枠組みを設定した。外資規制を導入している各国の詳細な概要については、[FINS Blog](#)をご覧ください。

外資規制は企業買収を規制するように設計されているものの、過去数年間で規制により止められた買収は世界的にごく僅かである。外国諸国の外資規制に影響を受けて作成された ICL 草案が、スイスにおいてどのように展開されるか、現時点では不明である。スイス連邦参事会は、その 2019 年の報告書において、新法のもとでの案件数を年間 100 件以上と予測した。ICL 草案は、輸出管理規制に既に存在する概念と同様に、公共の秩序及び安全が危険にさらされない限り、スイス連邦参事会に、特定の国の外国投資家を審査対象から除外することを認めている。これはスイスと同等の価値体系を有する国々との間で、特定の分野への民間投資に対する規制を相互に放棄するための貿易又は投資に関する二国間及び多国間協定の交渉に繋がり、スイスとその主要パートナー国との間のより強固な関係を構築する機会になり得る。スイス市場が外国投資家にとって可能な限り魅力的であり続けることを目指していることは明らかである。

[最初のページに戻る](#)

## 4. ESG/ Sustainability

### 日本

#### 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定

##### はじめに

日本政府は、2022 年 9 月、企業における人権尊重の取組をサポートするためのガイドラインとして、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を策定した。

本ガイドラインは、日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む）を対象とするものであり、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」）などの国際スタンダードを踏まえ、企業に対して、国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいう）の人権尊重の取組に最大限努めることを求めるものである。なお、「人権」には、国際的に認められた人権が含まれる。

そして、そのような取組には、①人権方針の策定、②人権デューデリジェンス（以下、「人権 DD」）の実施、並びに③自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合において、人権への負の影響を軽減・回復すること及びそのためのプロセスの構築が含まれる。

##### 人権方針

本ガイドラインにおける人権方針とは、「企業が、その人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント（約束）を企業の内外のステークホルダーに向けて明確に示すもの」である。

本ガイドラインは、指導原則 16 に基づき、人権方針の策定において、①企業のトップを含む経営陣で承認されていること、②企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること、③従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること、④一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者に向けて社内外にわたり周知されていること、並びに⑤企

業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に人権方針が反映されていることを求めている。

人権方針の策定・公表後には、当該人権方針の定着化や具体的実践、随時の見直しなどが求められる。

## 人権 DD

本ガイドラインにおいて、人権 DD とは、企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為をいう。したがって、M&A などの文脈で実施されるデューディリジェンスとは異なり、リスクの特定や評価にとどまらない継続的かつ長期的なプロセスを意味する。

「人権への負の影響」には、企業が自ら引き起こす人権への負の影響、企業が直接・間接に助長する人権への負の影響、及び企業の事業・製品・サービスと直接関連する人権への負の影響があるとされ、人権 DD においては、まずは、そのような負の影響の特定とリスク評価をすることが最初のステップとなる。そして、そのように特定された負の影響に対して、これを引き起こし若しくは助長することを回避し、又はそれを防止・軽減することが求められる。その上で、企業は、自社が負の影響の特定・評価や防止・軽減等に効果的に対応してきたかどうかを評価し、その結果に基づいて継続的な改善を進める必要がある。

企業は、自社の行った負の影響の特定・評価、防止・軽減及びそのような取組の実効性評価などについての情報を、そのウェブサイト等において説明・開示することが求められる。本ガイドラインは、そのような開示の頻度について、1年に1回以上であることが望ましいとする。

## 救済

本ガイドラインは、企業は、①自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長していることが明らかになった場合には、救済を実施し又は救済の実施に協力すべきであり、また、②自社の事業・製品・サービスが負の影響と直接関連しているのみである場合には、救済を実施することまでは求められないが、負の影響を引き起こし又は助長した他企業に働きかけることにより、その負の影響を防止・軽減するよう努めるべきとする。救済の具体例としては、謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償、再発防止プロセスの構築・表明、サプライヤー等に対する再発防止の要請が挙げられている。

また、本ガイドラインは、苦情に対する早期対応・直接救済を可能とするための苦情処理メカニズムの確立（又は業界団体等が設置する苦情処理メカニズムへの参加）を通じて救済を可能にするべきとしている。

## おわりに

本ガイドラインは国際スタンダードを土台としており、そのような国際スタンダードを踏まえた体制整備を既に実施している企業に対して、新たな視点を与えるものではないと思われる。他方で、今後、人権尊重のための取組を推進しようとする企業にとっては、国際スタンダードなどで示された標準的な枠組方法を分かりやすく整理した上で、具体的方法を示しつつ説明するものである点で、本ガイドラインは非常に有用と考えられる。

なお、本ガイドラインは法的拘束力のないソフトローである。欧州を中心として人権 DD などを法的に義務付ける法域も増えている中で、日本においてもそのような法的義務を含む法制にまで至るかどうか、今後の動向が注目される。



## オーストラリア

### 気候変動法案の可決と新たな GHG 削減目標の法制化

2022年7月27日、オーストラリア政府は気候変動法案（以下、「本法案」）を提出し<sup>3</sup>、同年9月8日に当該法案が上院で可決された。本法案は、2030年までに温室効果ガス排出量を2005年比で43パーセント削減し、2050年までに同排出量をネットゼロにするという目標を法制化するものである。従来は2030年までに2005年比28%減としていた目標を同43%減へと大幅に引き上げた。

#### はじめに

本法案では、パリ協定における温度ベースの目標に言及し、「世界平均気温の上昇を産業革命以前の水準より2°Cより十分低く抑え、気温上昇を産業革命以前の水準より1.5°Cに抑える努力を追求する」という世界レベルでの目標達成に貢献するため、オーストラリアが本法案を通じて排出削減目標を設定することが示されている。

本法案は、複数の条項においてパリ協定に言及しているが、パリ協定全体を国内的に実施する意図まで表明したものではない。また、本法案は州や自治領の権利として王室を拘束するものではなく、その排出削減目標は州や自治領の法律を排除・制限するものではないことを明示している。

#### 温室効果ガス排出量削減目標

本法案では、「2030年までに温室効果ガス排出量を2005年比で43パーセント削減し、2050年までに同排出量をネットゼロにする」という目標条項は、パリ協定および同協定の下でのオーストラリアの現在のNDC（Nationally Determined Contributions／国が決定する貢献）と整合的な方法で解釈されるとしている。本法案は、立法措置によって目標を更新するのではなく、パリ協定の下で直接NDCを作成・変更することを想定している。また、オーストラリアが少なくとも5年ごとにNDCを調整する義務があることも明記されている。

本法案の可決後も、議会は、その修正案を可決する権限を持ち、排出量目標を変更したり、新たに導入したりすることができる。

#### 気候変動に関する年次報告書

本法案は、大臣が気候変動に関する年次報告書を作成し、国会に提出することを義務付けている。この報告書には、(a) オーストラリアの温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けたその年の進捗状況、(b) 気候変動対策に関連する年間の国際情勢、(c) 気候変動政策、及び(d) オーストラリアの温室効果ガス排出量削減目標の達成に寄与する気候変動政策の有効性が示されることとなる。

#### 気候変動庁のアドバイザー機能

気候変動庁（Climate Change Authority）は、2011年に制定された気候変動庁法（CCA法）により設立され、現在は政府から独立した機関として位置づ

---

<sup>3</sup> 同時に提出された「気候変動（結果的改正）法案2022」は、特定の機関が権限を行使したり機能を実行する際に、温室効果ガス排出削減目標を検討できるよう、14の法律を改正するものであった。

けられている。気候変動庁は、既存の気候・エネルギー法（主に 2011 年カーボンクレジット（Carbon Farming Initiative）法、2007 年温室効果ガス報告法）の見直しを含む機能を有している。

本法案では、気候変動庁に対し、気候変動に関する年次報告書の作成に関する助言を大臣に与えること、および新規に設定された NDC や調整後の NDC に含めるべきと考える排出削減目標に関する助言を与えることを求めている。気候変動庁は、年次報告書に関する助言を行った場合も、NDC に関する助言を行った場合も、その助言内容をウェブサイトに掲載しなければならない。

大臣は、気候変動に関する年次報告書を作成する際、および NDC に含まれる排出削減目標を検討する際に、気候変動庁からの助言を考慮しなければならない。

また、大臣は、NDC の排出削減目標に関する助言を受けた場合、6 か月以内に回答を作成しなければならないが、大臣が助言を受け入れないことを決定した場合、声明にはその決定理由を明記することが義務付けられている。大臣は、NDC 排出削減目標に関する助言への対応と、年次気候変動計算書に関する助言を受け入れない理由の説明書の両方を、それぞれ 15 日以内と 5 日以内に両議会に上程しなければならないとされている。

### 定期的レビュー

本法案では、大臣が気候変動法案の運用について独立したレビューを実施することも義務付けている。最初の見直しは、本法律の開始後 5 年以内に完了し、その後の各見直しは、前回の見直し完了後 10 年以内に完了する必要がある。

### おわりに

本法案では、カーボンプライシング、排出権取引、炭素税の導入については規定されていないが、温室効果ガス排出量削減目標が引き上げられたことによる企業の対応やビジネスへの影響については今後も注視していきたい。

[最初のページに戻る](#)

## EU

### 欧州委員会は強制労働が用いられた製品の EU 市場での流通を禁止する規則案を提案

欧州委員会は、2022 年 9 月 14 日、強制労働により生産された製品につき EU 市場での流通及び EU 市場からの輸出を禁止する規則（以下、「本規則案」）を提案した。これにより、強制労働を用いて生産されたと判断された製品は EU 域内での販売、輸出及び輸入ができなくなる。

### 適用範囲

本規則案は、採掘、収穫、生産、製造など製造過程の全て又はいずれかの一部において強制労働が用いられた製品（部品も含む）全てを対象としている。製品が EU 域内で域内消費若しくは輸出用に製造されたものか又は輸入品かに関わらず適用がされる。なお、本規則案は、特定の国、組織又は産業を意図したものではない。

## 捜査及び執行

本規則案では、各加盟国の管轄当局に、違反行為に対して各国の法律に基づき捜査を実施し、罰則を科す権限を付与している。強制労働を用いて生産された製品であることの証明責任は、各加盟国の管轄当局が負う。

各加盟国の管轄当局での捜査は二段階に分けられる。まず初期段階では、リスクベースアプローチに基づき、管轄当局は規制違反につき「十分な根拠のある懸念」があるか否かを、他の当局や欧州委員会のデータベースを含むあらゆる情報源からの情報に基づき検討する。管轄当局は、対象企業からも強制労働のリスクを特定及び防止するために取った措置に関する情報を収集する。管轄当局は、初期調査に基づき十分な根拠のある懸念がないと判断した場合には捜査を開始してはならない。

対象企業から情報を受領してから 30 営業日以内に管轄当局が強制労働の十分な根拠のある懸念があると判断した場合は、正式調査の段階に進む。正式調査の段階では、調査対象企業は捜査に関連しかつ必要な情報を当局に提出しなければならない。管轄当局は、EU 域外の企業も含めて企業に情報を要請する権限を有する。

さらに、各国の管轄当局はその捜査結果を加盟国の通関当局に伝え、関連製品の流通を阻止させることができる。また、強制労働が用いられたと判断された場合、関連製品は EU 市場から撤回、廃棄されなければならない。

## デューディリジェンスに関するガイダンス

欧州委員会は、本規則案の発効後 18 か月以内に、強制労働に関するデューディリジェンス及び強制労働のリスク指標についてのガイダンスを発行する予定である。このガイダンスは、2021 年 7 月に欧州委員会が発行した強制労働リスクへの対応のためのデューディリジェンスについてのガイダンスが基礎となるものと想定される。また、2022 年 2 月に欧州委員会が公表したコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指針案とも関連するものである。

## まとめ

本規則案は、欧州議会での審議後に最終案が公表される予定である。

[最初のページに戻る](#)